

NPO法人Laeta定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人Laeta という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県熊本市中央区坪井六丁目14番30号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、発達障害児者、知的障害児者及びその家族・支援者に対して、地域の中で豊かな生活を営む力の育成に関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 障害児通所支援事業
- (2) 療育支援事業
- (3) 子育て支援事業
- (4) 小規模保育事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、会の活動や事業に積極的に参画する個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、人的及び経済的に支援する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を

超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員は、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度少なくとも 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会又は理事長が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名

(3) 総会の議決があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多

数による議決を経、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 社員の欠乏
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散の総会で定める法人又は団体に譲渡するものとする。

（合併）

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務

所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	安永 アイ子
副理事長	佐澤 ちえ子
理事	大村 泰子
監事	高田 英明
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成24年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成24年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員
入会金 2,000円 年会費 1,000円
 - (2) 賛助会員
一口 1,000円（何口でも可）（1年間）

施行 平成23年（2011年）7月26日

平成30年度事業活動計画書

平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで

法人名：NPO 法人 Laeta

1 事業実施の方針

- ・本年度も昨年同様、「丁寧な発達支援と保護者支援」をキーワードに、保護者の思いに寄り添いながら一人ひとりのニーズを的確に把握し丁寧な発達支援を行うと共に、園や学校、相談支援事業所等関係機関との密な連携により子どもや保護者を支えるネットワークづくりの充実をめざす。
- ・園や学校、他の療育機関との関係において、共に障害児とその家族を支援する立場であることを踏まえ、相手機関の立場を尊重し、各々の役割を認識した支援を行う。

上記を基本方針として、

- ①児童発達支援ぷらんとで、福祉サービスを活用した「子どもの発達支援と保護者支援」を目的とした直接支援を行うと共に、関係機関の連携による間接支援を図る。
- ②委託事業である宇城圏域地域療育センター事業を通して、療育相談員による宇城圏域の18歳までの子どもの発達支援及びその家族、関係者の相談支援活動を行う。
- ③定期的な親子教室の開催により、子育て支援センターに繋がりにくい親子の家庭での子育て支援や相談できる場を提供する。
- ④保育園とことこで、日々の保育を通して子どもの育ちを支援しながら、保護者の子育てを支えると共に親育てに寄与することをめざす。

社員は、関わる子供たちやその家族・支援者に対して自身の立ち位置を考えながら、支援者としてのスキルアップと人権感覚を磨き自己研鑽を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見込 額 (千円)
①障害児 通所支援事業	・児童発達支援事業 ・放課後等デイサービス 事業 ・保育所等訪問支援事業	5日/週	宇城市	7人	熊本県 のべ1,000人	12,950
②療育支援事業	・宇城圏域地域療育センター事業	5日/週	宇城 圏域	1人	宇城圏域 のべ600人	5,000
③子育て支援事業	・親子教室 ・講師派遣 研修会開催 ・電話相談	通年	熊本 県	5人	熊本県 のべ50人	50
④小規模保育事業	・小規模保育A型事業	6日/週	宇土 市	10人	宇土市 12人	29,900

平成30年度特定非営利活動にかかる事業活動予算書

平成30年4月1日から 平成31年3月31日

NPO法人Laeta

科 目		金 額 (単位: 円)	
I 経常収益			
1 受取会費	入会金 (2,000×3人)	6,000	
	正会員会費 (1,000×20人)	20,000	
	賛助会員会費 (1,000×2人)	2,000	28,000
2 事業収益	①障害児通所支援事業	13,000,000	
	②療育支援事業	5,100,000	
	③子育て支援事業	50,000	
	④小規模保育事業	30,000,000	48,150,000
3 受取助成金等	受取民間助成金		10,000
4 受取寄附金	受取寄附金		0
5 その他収益	受取利息	1,000	
	雑収入	1,000	2,000
経常収益計 (A)			48,190,000
II 経常費用			
1 事業費	(1) 人件費		
	給料 手当	31,900,000	
	法定福利費	4,550,000	
	福利厚生費	560,000	
	人件費計	37,010,000	
	(2) その他経費		
	業務委託費	200,000	
	印刷製本費	360,000	
	会議費	95,000	
	旅費交通費	1,010,000	
	通信運搬費	475,000	
	事務消耗品費	510,000	
	備品消耗品費	850,000	
	修繕費	160,000	
	水道光熱費	850,000	
	地代 家賃費	2,600,000	
	教材費	410,000	
	給食費	1,000,000	
	保健衛生費	440,000	
	保育材料費	400,000	
	減価償却費	100,000	
	保険料	190,000	
	租税公課	0	
	研修費	1,100,000	
	支払手数料	70,000	
	リース料	70,000	
	その他経費計	10,890,000	
事業費計			47,900,000
2 管理費	(1) 人件費		
	給料 手当	0	
	法定福利費	0	
	福利厚生費	0	
	人件費計	0	
	(2) その他経費		
	印刷製本費	50,000	
	会議費	50,000	
	旅費交通費	70,000	
	通信運搬費	70,000	
	事務消耗品費	50,000	
	その他経費計	290,000	
管理費計			290,000
経常費用計 (B)			
当期形状増減額 (A)-(B)			0

活動予算書の注記（平成30年度）

法人名：NPO法人L a e t a

1. 重要な会計方針

活動予算書の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

(1) 固定資産の減価償却の方法

(2) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

施設の提供等の物的サービスの受入れは、活動計算書に計上しています。

また計上額の算定方法は「3. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」に記載しています。

(3) ボランティアによる役務の提供

ボランティアによる役務の提供は、「4. 活動の減価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」として注記しています。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 事業費の内訳

単位：円

科目	障害児通所支援 事業費	療育支援 事業費	子育て支援 事業費	小規模保育 事業費	合計
(1) 人件費					
給料 手当	9,600,000	2,300,000		20,000,000	31,900,000
法定福利費	1,200,000	350,000		3,000,000	4,550,000
福利厚生費	120,000	40,000		400,000	560,000
人件費計	10,920,000	2,690,000		23,400,000	37,010,000
(2) その他経費					
業務委託費				200,000	200,000
印刷製本費	100,000	150,000	10,000	100,000	360,000
会議費	10,000	50,000	5,000	30,000	95,000
旅費交通費	150,000	150,000	10,000	700,000	1,010,000
通信運搬費	70,000	200,000	5,000	200,000	475,000
事務消耗品費	200,000	150,000	10,000	150,000	510,000
備品消耗品費	200,000	150,000		500,000	850,000
修繕費	50,000	10,000		100,000	160,000
水道光熱費	150,000	100,000		600,000	850,000
地代 家賃費	600,000	1,000,000		1,000,000	2,600,000
教材費	300,000	100,000	10,000		410,000
給食費				1,000,000	1,000,000
保健衛生費	30,000	10,000		400,000	440,000
保育材料費				400,000	400,000
減価償却費				100,000	100,000
保険料	60,000	30,000		100,000	190,000
研修費	100,000	200,000		800,000	1,100,000
支払手数料	10,000	10,000		50,000	70,000
リース料				70,000	70,000
その他経費計	2,030,000	2,310,000	50,000	6,500,000	10,890,000
合 計	12,950,000	5,000,000	50,000	29,900,000	47,900,000

平成31年度事業活動計画書

平成31年4月1日から 平成32年3月31日まで

法人名：NPO 法人 Laeta

1 事業実施の方針

- ・本年度も昨年同様、「丁寧な発達支援と保護者支援」をキーワードに、保護者の思いに寄り添いながら一人ひとりのニーズを的確に把握し丁寧な発達支援を行うと共に、園や学校、相談支援事業所等関係機関との密な連携により子どもや保護者を支えるネットワークづくりの充実をめざす。
- ・園や学校、他の療育機関との関係において、共に障害児とその家族を支援する立場であることを踏まえ、相手機関の立場を尊重し、各々の役割を認識した支援を行う。

上記を基本方針として、

- ①児童発達支援ぷらんとで、福祉サービスを活用した「子どもの発達支援と保護者支援」を目的とした直接支援を行うと共に、関係機関の連携による間接支援を図る。
- ②委託事業である宇城圏域地域療育センター事業を通して、療育相談員による宇城圏域の18歳までの子どもの発達支援及びその家族、関係者の相談支援活動を行う。
- ③定期的な親子教室の開催により、子育て支援センターに繋がりにくい親子の家庭での子育て支援や相談できる場を提供する。
- ④保育園とことこで、日々の保育を通して子どもの育ちを支援しながら、保護者の子育てを支えると共に親育てに寄与することをめざす。

社員は、関わる子供たちやその家族・支援者に対して自身の立ち位置を考えながら、支援者としてのスキルアップと人権感覚を磨き自己研鑽を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見込 額 (千円)
①障害児 通所支援事業	・児童発達支援事業 ・放課後等デイサービス 事業 ・保育所等訪問支援事業	5日/週	宇城市	7人	熊本県 のべ1,000人	12,950
②療育支援事業	・宇城圏域地域療育センター事業	5日/週	宇城圏域	1人	宇城圏域 のべ600人	5,000
③子育て支援事業	・親子教室 ・講師派遣 研修会開催 ・電話相談	通年	熊本県	5人	熊本県 のべ50人	50
④小規模保育事業	・小規模保育A型事業	6日/週	宇土市	10人	宇土市 12人	29,900

平成31年度特定非営利活動にかかる事業活動予算書

平成31年4月1日から 平成32年3月31日

NPO法人Laeta

科 目		金 額 (単位:円)	
I 経常収益			
1 受取会費	入会金 (2,000×3人)	6,000	
	正会員会費 (1,000×20人)	20,000	
	賛助会員会費 (1,000×2人)	2,000	28,000
2 事業収益	①障害児通所支援事業	13,000,000	
	②療育支援事業	5,100,000	
	③子育て支援事業	50,000	
	④小規模保育事業	30,000,000	48,150,000
3 受取助成金等	受取民間助成金		10,000
4 受取寄附金	受取寄附金		0
5 その他収益	受取利息	1,000	
	雑収入	1,000	2,000
経常収益計 (A)			48,190,000
II 経常費用			
1 事業費	(1) 人件費		
	給料 手当	31,900,000	
	法定福利費	4,550,000	
	福利厚生費	560,000	
	人件費計	37,010,000	
	(2) その他経費		
	業務委託費	200,000	
	印刷製本費	360,000	
	会議費	95,000	
	旅費交通費	1,010,000	
	通信運搬費	475,000	
	事務消耗品費	510,000	
	備品消耗品費	850,000	
	修繕費	160,000	
	水道光熱費	850,000	
	地代 家賃費	2,600,000	
	教材費	410,000	
	給食費	1,000,000	
	保健衛生費	440,000	
	保育材料費	400,000	
	減価償却費	100,000	
	保険料	190,000	
	租税公課	0	
	研修費	1,100,000	
	支払手数料	70,000	
	リース料	70,000	
	その他経費計	10,890,000	
事業費計			47,900,000
2 管理費	(1) 人件費		
	給料 手当	0	
	法定福利費	0	
	福利厚生費	0	
	人件費計	0	
	(2) その他経費		
	印刷製本費	50,000	
	会議費	50,000	
	旅費交通費	70,000	
	通信運搬費	70,000	
	事務消耗品費	50,000	
	その他経費計	290,000	
管理費計			290,000
経常費用計 (B)			48,190,000
当期形状増減額(A)-(B)			0

活動予算書の注記（平成31年度）

法人名：NPO法人L a e t a

1. 重要な会計方針

活動予算書の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会）によ
っています。

(1) 固定資産の減価償却の方法

(2) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

施設の提供等の物的サービスの受入れは、活動計算書に計上しています。

また計上額の算定方法は「3. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」に記載しています。

(3) ボランティアによる役務の提供

ボランティアによる役務の提供は、「4. 活動の減価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」とし
て注記しています。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 事業費の内訳

単位：円

科目	障害児通所支援 事業費	療育支援 事業費	子育て支援 事業費	小規模保育 事業費	合計
(1) 人件費					
給料 手当	9,600,000	2,300,000		20,000,000	31,900,000
法定福利費	1,200,000	350,000		3,000,000	4,550,000
福利厚生費	120,000	40,000		400,000	560,000
人件費計	10,920,000	2,690,000		23,400,000	37,010,000
(2) その他経費					
業務委託費				200,000	200,000
印刷製本費	100,000	150,000	10,000	100,000	360,000
会議費	10,000	50,000	5,000	30,000	95,000
旅費交通費	150,000	150,000	10,000	700,000	1,010,000
通信運搬費	70,000	200,000	5,000	200,000	475,000
事務消耗品費	200,000	150,000	10,000	150,000	510,000
備品消耗品費	200,000	150,000		500,000	850,000
修繕費	50,000	10,000		100,000	160,000
水道光熱費	150,000	100,000		600,000	850,000
地代 家賃費	600,000	1,000,000		1,000,000	2,600,000
教材費	300,000	100,000	10,000		410,000
給食費				1,000,000	1,000,000
保健衛生費	30,000	10,000		400,000	440,000
保育材料費				400,000	400,000
減価償却費				100,000	100,000
保険料	60,000	30,000		100,000	190,000
研修費	100,000	200,000		800,000	1,100,000
支払手数料	10,000	10,000		50,000	70,000
リース料				70,000	70,000
その他経費計	2,030,000	2,310,000	50,000	6,500,000	10,890,000
合 計	12,950,000	5,000,000	50,000	29,900,000	47,900,000